

令和 年 月 日

関東森林管理局長 殿

住所
氏名
電話番号
(FAX 番号)

分収造林応募申込書

国有林野において、分収造林の契約をしたいので下記のとおり応募します。

記

- 1 所在森林管理署名 〇〇森林管理署
- 2 応募番号 公募済み候補地 No.〇
- 3 応募箇所 〇〇県〇〇市〇〇
〇〇国有林〇〇〇林小班
- 4 応募面積 〇. 〇〇〇〇ha
- 5 植栽予定樹種
- | 樹種名 | 本数 | |
|-------|-------|---|
| _____ | _____ | 本 |
| _____ | _____ | 本 |
| _____ | _____ | 本 |
- 6 グリーン・シェアリング 1. 希望する 2. 希望しない
希望の有無 (○で囲む)
- 7 添付資料 定款等
暴力団排除に関する誓約事項

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記 1 及び 2 のいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴庁の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表。個人である場合は当方の個人情報。）を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（営業契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

上記事項について、申込書の提出をもって誓約します。

令和 年 月 日

関東森林管理局長 殿

住所又は所在地
氏名又は名称

(「昭和 100 年記念」公募済み候補地)
分収造林契約応募にあたっての留意事項

応募にあたっては、以下の留意事項を必ずご確認ください。

1. 趣旨

「昭和 100 年」の機運を盛り上げるため、戦後の復興や経済成長のための旺盛な木材需要を背景に、先人が育てた豊かな森林資源がもたらす恩恵に感謝し、地域と国が協力して次世代へ継承する森林を育てる象徴的な取組として、全国の国有林において、記念分収造林を実施するものです。

2. 分収造林制度

国有林の分収造林は、造林者（国以外の者）が契約により国有林野に木を植え、一定期間育てた樹木を販売し、その利益（販売代金）を国と造林者で分収する制度です。

3. 記念分収造林の名称

契約の内容に応じて「昭和 100 年記念分収造林」または「昭和 100 年記念分収造林（法人の森林）」となります。

記念分収造林の名称に加え、〇〇の森、〇〇記念などの造林者の記念行事に関連した副題を記載することも可能です。

4. グリーン・シェアリングの推進

記念分収造林では、従来の取組に加え、①～③の全ての要件を満たすものを「グリーン・シェアリング」として国民のニーズに応える森林づくりを推進して行くこととします。

「グリーン・シェアリング」の要件としては、①長期契約（60 年以上）、②1 伐区の主伐面積を 5 h a 未満とし、主伐に当たっては、伐採区域の分散化や保護樹帯の設置等を通じて、森林の公益的機能の発揮と林地保全に配慮した施業を実施する事、③生物多様性や景観等を重視した森林づくりの観点から広葉樹を含んだ多様な樹種とする。のすべての条件を満たすものとなります（案内パンフも併せて御参照下さい）。

※グリーン・シェアリングにおいては、主伐に際し、森林管理局長が伐採区域の分散や保護樹帯の設置などを通じて、森林の公益的機能の持続的発揮と林地保全に配慮した森林施業を実施することが必要だと判断する場合には、これに同意する旨を契約書の中に記載します。

5. 募集期間及び応募先

(1) 令和 8 年 10 月 30 日（水）17：00 まで

(2) 関東森林管理局 森林整備課

※内定後、令和 8 年 12 月までに契約となった箇所については「昭和 100 年記念分収造林」（グリーンシェアリング）の対象となります。

令和 9 年 1 月以降の契約となった場合には「一般分収造林」となります。

6. 契約期間

分収造林契約締結の日から 80 年以内となります。

7. 収益分収の割合

記念分収造林の収益分収の割合は、国 100 分の 20、造林者 100 分の 80 となります。

一般分収造林の収益分収の割合は、国 100 分の 30、造林者 100 分の 70 となります。

8. 分収造林契約相手方の要件

- (1) 国有林野の活用に関する法律(昭和 46 年法律第 108 号)第 3 条第 1 項第 2 号、第 3 号及び第 7 号に掲げる国有林野の活用の場合であって、当該各号に掲げる者
 - (2) 当該林野に密接な関係のある住民の組織する団体(前(1)に掲げる者を除く。)
 - (3) 当該林野の所在する地域を地区に含む森林組合及び生産森林組合(前(2)に掲げる者を除く。)
 - (4) 当該林野の所在する市町村(前(1)に掲げる者を除く。)
 - (5) 都道府県及び市町村(前(1)、(4)に掲げる者を除く。)
 - (6) 学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 1 条に規定する小学校、中学校、高等学校及び大学、同法第 124 条に規定する専修学校並びに同法第 134 条第 1 項に規定する各種学校
 - (7) 一般社団法人又は一般財団法人(造林を行うことを主たる目的としている法人であって、地方公共団体がその社員であるか、又はその基本財産の全部若しくは一部を拠出しているもの。)
 - (8) 「国有林野の貸付け等の取扱いについて(昭和 54 年 3 月 15 日付け 54 林野管第 96 号林野庁長官通達)」第 7 の 2 の (1) に掲げる分収造林契約の相手方(前 7 号に掲げる者を除く。)
 - (9) 林業又は木材、パルプ、木製品若しくは漆器製造業を営む者が組織する団体
 - (10) 分収造林契約を結ぼうとする国有林野の所在する都道府県において、森林経営管理法(平成 30 年法律第 35 号)第 36 条第 2 項の規定により公表されている者
 - (11) 林業知識の普及、緑化意識の高揚、林業の実習又は地域材利用の促進のため分収造林契約を希望される方
- ① 上記(1)～(11)に定める者であって、造林、保育及び国有林野の管理経営に関する法律(昭和 26 年法律第 246 号)第 13 条に定める保護義務の履行が確実であると認められる者(自ら造林、保育及び保護義務の履行を行うことが不可能であって、当該者の負担において地元森林組合、林業事業体等に依頼することにより造林、保育及び保護義務の履行が確実である場合を含む。)とします。
 - ② 個人については、①の要件を満たしている場合に契約相手方となることができるが、極力グループを作ることが可能な者とします。

9. 標識の設置

3. の分収造林の名称または「一般分収造林」、面積、植栽樹種、造林者の住所及び氏名または名称などを記載した標識、境界標を当該分収造林地に設置していただきます。

10. 現地案内

応募にあたって現地案内を希望する場合は、該当森林管理署等へご連絡下さい。

11. 内定後の契約申請にあたって

分収造林応募申込書等により審査を行い、後日、応募者様宛て審査結果を送付いたします。

審査の結果、内定となった応募者様につきましては、該当森林管理署等担当者と契約手続きについて打ち合わせの上、別添の「分収造林契約申請書」「暴力団排除に関する誓約事項」「分収造林契約に関する誓約事項」「造林計画書」ほか必要書類(位置図、実測図等)を提出していただくこととなります。

以上